

(目的)

第1条 この規則は、太宰府北寿苑設置及び管理条例(昭和55年条例第12号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用申請及び許可)

第2条 条例第5条の規定により火葬場を使用しようとする者は、別に定めるところによる組合構成市発行の申請書により申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、別に定めるところによる組合構成市発行の許可書により許可する。

3 前項の使用許可証は、火葬場使用前に火葬場業務従事職員(以下「職員」という。)に提示しなければならない。

(使用料の納付方法)

第3条 条例第8条の規定による使用料は、使用許可のさい納入通知書により納付しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、使用料減免申請書(別記様式)を提出しなければならない。

2 管理者が使用料の全部を免除する死亡者は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項第1号による死亡者

(2) 行旅死亡者で身元不明者

(3) その他管理者が特別に必要ながあると認めた者

(火葬の順序)

第5条 火葬の順序は、遺体等の到着順序によりこれを行うものとする。ただし、感染症その他管理者が特別の理由があると認めたものはこの限りでない。

(使用予定簿)

第6条 管理者は、火葬場の使用を許可したときは、直ちに職員に通知しなければならない。

2 職員は、前項の通知を受けたときは、火葬場使用予定簿に記帳しなければならない。

(待合室の使用)

第7条 使用者又は遺族で待合室を使用しようとする者は、職員に申出てその指示により使用するものとする。湯茶器物等の使用についても同様とする。

(火葬以外の用件による待合室等の使用)

第8条 火葬以外の用件で待合室等を使用しようとするときは、管理者の許可を受け、職員の指示により使用しなければならない。

2 管理者は、前項の使用については、火葬に支障がないと認めた場合に限り、許可するものとする。

(施設の保全)

第9条 職員は、常に施設の安全及び清潔保持につとめ、異状を認めたときは、適切な措置を講じ、速やかに管理者にその旨を報告しなければならない。

(執務心得)

第10条 職員は、ひつぎ、遺骨等を丁寧に取り扱いとともに、使用者及び遺族に対して礼を失することのないように心がけなければならない。

(使用前の注意)

第11条 職員は、その使用者が所定の手続を終え、かつ、死後24時間(死胎にあっては7箇月未満及び一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死亡者を除く。)経過していることを確認したのちでなければ、火葬を行ってはならない。

(業務報告)

第12条 職員は、毎日の業務日報をとりまとめ、翌月5日までに業務月報を管理者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年規則第1号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第3号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第2号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

使用料減免申請書

(太宰府北寿苑)

年 月 日			
殿			
住所	府	市 町	番 号

申請者	県 郡 村 大字 番地	
	氏名	印
	続柄	

次のとおり申請します。

1 死亡者	(1) 住所	府 市 町 番 号 県 郡 村 大字 番地
	(2) 死亡の場所	府 市 町 番 号 県 郡 村 大字 番地
	(3) 氏名、性別及び生年月日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 年 月 日生

2 申請区分	<input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除
--------	---

3 申請理由	
--------	--

上記申請により次のとおり決定いたしたい。

合議欄	決裁欄	課長	補佐	係長	係	施行	・	・
						決裁	・	・
						起案	・	・

1 決定区分	<input type="checkbox"/> 全額免除する <input type="checkbox"/> 円に減額する <input type="checkbox"/> 減免しない
--------	--

2 減免理由	
--------	--